

2 委任営業所情報に関する変更の申請書類等

※委任状及び使用印鑑届は本組合ホームページから取得すること。(https://www.ysc-yamanashi.or.jp/examination/132/)

※やまなしくらしねっと山梨県市町村総合事務組合電子申請サービスで申請を行うこと。

(https://apply.e-tumo.jp/union-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay)

電子申請	変更内容・申請区分	説明	必要書類
令和7・8年度入札参加資格審査申請内容変更申請書【委任営業所情報】	1. 営業所名称	単に入札の権限等を委任している営業所の名称が変更した場合（吸収合併など組織変更に伴う変更及び委任先の変更並びに廃止等の変更を除く。）。	①委任状（様式第3号）※ 本組合様式 ※変更後の営業所名称であること
	2. 受任者役職・氏名	委任状に記載している受任者が変更した場合。	①委任状（様式第3号）※ 本組合様式 ※変更後の受任者名であること ②使用印鑑届（様式第4号）※ 本組合様式 ※使用印鑑を変更する場合のみ
	3. 住所	申請時に委任した営業所の住所が変更した場合。	①委任状（様式第3号）※ 本組合様式 ※変更後の受任者名であること
	4. 電話・FAX・メールアドレス	委任営業所の電話・メールアドレスが変更した場合。	なし
	5. 使用印鑑	・上記区分(1)～(3)に該当しないで入札等で使用する印鑑のみ変更した場合。 ・上記区分(1)～(3)に該当しないで実印のみ変更した場合。	①使用印鑑届（様式第4号）※ 本組合様式 ②印鑑証明書（写） ※実印が変更になった場合は、印鑑証明書（写）も提出すること ※使用印鑑が変わらずに、実印のみ変更となった場合も、使用印鑑届と印鑑証明書（写）を提出すること
	6. 専任技術者 （職種：建設工事のみ）	本社常駐の専任技術者に変更が生じた場合。	①建設業許可変更届書（写） ②専任技術者証明書（写）又は専任技術者一覧表 ※いずれの書類も「所管官庁受付印必須」であること ※JCI Pで申請した場合は、システムからの「状態が届出確認済になりました。」のメールの写を添付すること

注) 必要書類は郵送にて、次の宛先に提出すること。

(〒400-8587 住所：山梨県甲府市蓬沢 1-15-35 宛先：山梨県市町村総合事務組合 業務課)

注) 本店とは、登記上に住所の記載がある営業所であること

注) 本社とは、登記上の住所と異なるが主として営業をしている営業所であること

注) 申請書類は、申請日から3ヶ月以内に作成又は取得した書類であること

注) 表中「(写)」の記載があるものは写し(コピー)を提出し、記載がないものは原本を提出すること

注) 各区分で共通する提出書類は1部提出すること

注) 経審、ISO、許可、登録、その他上記表に記載のない項目の更新・変更は、変更申請の対象外であること